

永代可致知行者也。仍補任狀如件。

享祿四年七月十七日

大口加賀守

雅 善 在判

七月二十日。大口雅善、河北郡岩方村の名主職を補任す。

【名主職補任狀案】

一二四七

袖判

補任 岩方村彌藤大夫之内別相田三段事

名主職 號安興寺 興太郎

右於彼名田、爲別相買得之上者、自今以後無他妨、永代可令知行者也。仍補任狀如件。

大口加賀守

享祿四年七月廿日

雅 善 在判

有子細致佐言翌年 密ニ出候也

十月五日。本願寺證如、三河坊主等に、その能美郡波佐谷に於ける戦功を賞す。

【諸聽寺文書】 越前

一二四八

態一筆取向候。仍今度於波佐谷被逐二戰、被得大利候。寔忠節悦入候。殊更長々在陣、辛勞痛入候。彌馳走可頼入候。穴賢々々。

十月五日

證 如 在判

三河坊主衆中へ

其外加州へ下國衆中へ

十一月三日。朝倉孝景 佐藤源五郎に、その石川郡に於ける戦功を賞す。

【佐藤文書】

一二四九

去月廿六日、加賀國越湊川、於石川郡合戦之時、頸一討捕之、被切疵一ヶ所、忠節神妙候。彌可抽戦功者也。謹言。

十一月三日

在判

佐藤源五郎どのへ

十一月七日。能登守護島山義總の被官飯川宗春、笠松平四郎に、その父新介の加賀に戦死したる

を申す。

【笠松文書】

一二五〇

今度一戰、敗軍之儀無是非次第候。御親父・若狭守一所御討死之儀、且者感悦、且者無御心元、驚奉存候。次御疵如何候哉、御狼性肝要候。罷越候而雖可申候、不得隙候。先一筆令啓候。遠所御不弁推察申候。相應之御用之儀可蒙仰候。恐々謹言。

霜月七日

宗 春 在判

笠松平四郎殿

(この消息の添書に、『加州に當國より御立候時、おやにて候人うちじに候時、飯川はん(半忍)にんより給候書狀にて候。平四郎は我等のわかき時の名にて候。く(官達)わんとをば新介といふ候。今は但馬守にて候也。う(上包)わづみはうせ候也。』とあり。文中に見えたる若狭守は飯川半忍齋宗春の子。この時笠松平四郎の父新介と共に、朝倉宗滴に聲援し、河北郡津幡にて小一揆と戦ひ討死すと云ふ。)

享祿五年 壬辰  
天文元年 七月廿九日 紀元二一九二  
改元

七月。假掲

【諸橋稻荷社文書】 鳳至郡

一二五一

鳳氣至郡諸橋本郷六郷大社從一与罷出長之事

穴水村ヨリ

河内 兵衛 五郎左衛門尉  
小 紺 屋 彌 六  
田中左衛門尉 五郎 兵衛  
下 志 保 三  
和 泉  
永 才  
町中 藤 内  
岩 車  
太郎右衛門尉  
小俣左衛門尉